株式会社筑邦銀行

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外国送金の取扱変更について

平素より筑邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府より特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、福岡県は対象地域に指定されました。

当行におきましては外国為替取引に係るサービスを継続していくため、勤務体制の見直しを含め感染防止のための対策として、4月20日(月)より当面の間、外国送金の取扱いを下記の通り変更させて頂きます。

ご利用のお客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

## 1. 対象のお取引

(1) 外国仕向送金取引(国内向け外貨建・円建送金を含みます)

お取引内容	受付時限
国内向け外貨建送金	9:30
三井住友銀行国内本支店向け外貨建・円建送金	
海外および国内非居住者向け円建送金	10:00
海外向け外貨建送金	11:00

※上記時限内に受付しました外国仕向送金につきましても、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止にかかる確認、その他の理由により、当日中に電文を発信できない場合がございますので、<u>外国仕向送金につきましては、ご送金希望日</u>の前日までにご依頼頂きますようお願いいたします。

## (2) 外国被仕向送金

外国被仕向送金の到着のご連絡やご入金が通常より遅れる場合がございます。

以上

本件に関するお問い合わせ先 筑邦銀行営業本部 国際営業グループ

電話 0942-32-5338 (平日9:00~17:00)